

桶川市学校応援団実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 「学校・家庭・地域が一体になって子どもの育成に取り組む環境づくり」を目指す学校応援団推進事業（学校支援地域本部事業）を構築するため桶川市学校応援団実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市内各学校の学校応援団への支援方法、情報交換、事業全体の評価について検討する。
- (2) 地域学校区への学校支援地域本部事業実施に係る啓発活動、広報活動を行う。
- (3) 学校応援コーディネーターの養成を行う。
- (4) その他、必要な調査、研究、報告を行う。

(組織)

第3条 実行委員は、委員長及び以下の委員で組織する。

2 実行委員会に、委員長1名、副委員長2名をおく。

3 委員は、各小・中学校長代表、PTA関係者代表、学校応援団関係者代表、教育委員会事務局等で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は会務を処理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 実行委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 実行委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

この要綱は、平成23年11月15日から施行する。